交野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進 委員の定数条例の一部を改正する条例について

交野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する 条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和6年11月28日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 市内の農地面積を踏まえ、令和7年9月15日の任期満了にあわせて、農 地利用最適化推進委員の定数を見直したいため。 交野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する 条例案

交野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する 条例

交野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例(平成28年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「3人」を「2人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年9月16日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の定数に基づく農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第17条第1項本文の規定による農地利用最適化推進委員の委嘱のために必要な行為は、この条例の施行の目前においても行うことができる。